

ブロック塀等撤去工事費 補助制度のご案内

1. 手続き期間

- ・ 申請期間 4月1日～翌年1月末日
- ・ 完了報告期限 2月末日 （撤去工事が完了したら速やかに完了報告書を提出のこと）

※当該年度内に申請～完了までを行う事業に限ります。

2. 補助金額

補助対象となる塀の撤去部分の面積1㎡あたり **1万3千円**（最大300万円※）【千円未満は切捨て】
ただし、撤去費用が上記の金額を下回る場合は撤去費用が補助金額

※13,000円/㎡の計算額が100万円を超える場合、計算方法が以下のとおりになります。

(1) 計算額が100万円を超え500万円以下の場合

100万円 + 0.5 × (計算額 - 100万円)

(2) 計算額が500万円を超える場合

300万円

撤去費用に含むもの

道路・公園に面するブロック塀の撤去費、廃材処分費（運搬費用含む）、その他の撤去に必要な経費

撤去費用に含まないもの

道路・公園以外に面するブロック塀の撤去費（隣地間のブロック塀等）、

撤去後のフェンス新設費、補修費、その他の撤去工事に直接関わらない費用

【具体例】幅6m×高さ1.2mの塀を撤去する場合

撤去面積：6m×1.2m=7.2㎡ 7.2㎡×13,000円=93,600円・・・①

撤去費用：100,000円・・・②

①<②のため 補助金額：93,000円【千円未満は切捨て】

3. 補助対象

補助対象：道路※や公園に面する（道路面から）高さ80cm以上のブロック塀等※の撤去工事

補助条件：原則、補助対象のブロック塀等を全面撤去し、道路面から60cm以下にすること
（門柱は残すことが出来ますのでご相談下さい。）

※道路・・・道路法及び建築基準法に基づく道路、一般通行の用に供している道で市長が認めるもの

※ブロック塀等・・・コンクリートブロック塀及び

組積造等塀（石造、れんが造、土塀、組立式コンクリート塀その他組積造の塀等）

4. 補助対象者

- ・ ブロック塀等の所有者※（個人、法人は問いません）で、撤去工事を施工業者が行うもの
- ・ 所有者は市民税の滞納がないこと

※所有者・・・申請地の固定資産税納税通知書の納税者又は登記事項証明書（建物又は土地）の所有者

5. 申請書類の提出方法

以下の方法での申請を受付しております。

(1) 簡易電子申し込み【HP】 推奨

申請はインターネットからの申込になります。

https://apply.e-tumo.jp/takatsuki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=12486

利用者登録後に必要書類を全て添付して、申請をしてください。

申し込み時に審査指導課代表メールアドレスをご案内致します。

申請後の書類の修正、設計書の提出、完了報告書の提出については、ご登録いただいたメールアドレスから審査指導課代表メールアドレスにご送付ください。



(2) 補助金窓口への直接持参

受付場所：高槻市役所本館 6 階 都市創造部審査指導課

受付日時：平日午前 8 時 45 分～12 時 00 分

午後 1 時 00 分～5 時 15 分

(3) 郵送

送付先：〒569-0067

大阪府高槻市桃園町 2 番 1 号

高槻市役所 都市創造部 審査指導課 補助金担当

6. 代理受領制度

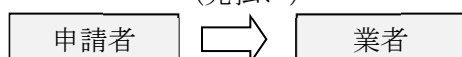
申請時に補助金の支払先を業者に指定することで、申請者の一時的な費用負担を軽減出来ます。

工事代金 10 万円 補助金 5 万円の場合

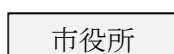
【通常】

①工事代金 10 万円

(先払い)



②補助金 5 万円
(後払い)



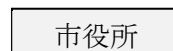
【代理受領制度】

①工事代金－補助金

差額 5 万円の支払い



②補助金 5 万円



7. その他

- ・撤去工事の契約及び着手をしていないこと。契約や撤去工事が済んでいる場合、補助が出来ません。
- ・撤去後、新たに道路等から 60 cm を超える位置にブロックは設置出来ません。
- ・土地の転売等の営利を目的とした造成工事や建物の解体に伴うものは、補助金の対象になりません。



補助制度の案内・様式はこちらからもダウンロードできます

ブロック塀等撤去事業者情報提供制度はコチラ



お問い合わせ先

高槻市 都市創造部審査指導課 補助金担当

TEL : 072-674-7567 FAX : 072-661-7008

申請の流れ



ブロック塀等撤去工事費補助金の申請書類について

申請者が個人の場合は押印が全て不要です。

□ 必須 △ 【】に該当する場合

必要書類	
補助金申請時	□ ブロック塀等撤去工事補助金交付申請書（様式第 1 号） △ 委任状【申請者以外が手続きを行う場合】 □ 申請者の住所の分かる本人確認書類の写し（法人所有の場合不要） ・市・府民税（所得・課税）証明書、マイナンバーカードの写し、運転免許証の写し等 □ 付近見取り図 ・住宅地図、インターネット等で取得できる地図に該当地を目印したもの □ 現況概略図（P6 参照） □ 現況写真（P6 参照） □ 見積書の写し（P7 参照）（撤去業者から申請者宛のもの） ・内訳の撤去作業費の項目に必ず<u>撤去面積（補助金算定に使うもの）</u>と<u>撤去費用</u>を記入 □ 補助金交付に係る誓約書（様式第 2 号） □ 固定資産税納税通知書又は登記事項証明書（建物又は土地の全部事項）の写し □ 点検表（コンクリートブロック塀は点検表 1、その他の構造の塀は点検表 2） △ 代理受領制度申出書（様式第 1 号-2）【代理受領制度を利用する場合】 △ 履歴事項全部証明書【法人所有の場合】 △ 理由書【特別な理由により、建築基準法第 42 条第 2 項道路内のブロックを残置する場合】
完了報告時	□ ブロック塀等撤去工事完了報告書（様式第 8 号） □ 契約書又は請求書の写し（明細の分かるもの）（申請者宛・日付・税込） ・代理受領制度を利用の場合、請求書の金額は、<u>補助金分を引かずに金額を記載</u>してください。 □ 領収書等の写し（申請者宛・日付・税込） ・代理受領制度を利用の場合、領収書は、<u>補助金分を引いた金額を記載</u>してください。 ※代理受領制度を利用し申請者の自己負担金額が 0 円の場合、契約書もしくは請求書においてその旨がわかることを記載した書類を提出（領収書不要） □ 工事後の全景が分かる写真（<u>撤去完了時点</u>の写真） □ ブロック塀等撤去工事補助金交付請求書（様式第 10 号） ・補助金確定後に提出する書類ですが、完了時にお預かりいたします。 そのため、様式右上の<u>日付は記入しないで下さい。</u>

9. 申請内容に変更があった場合

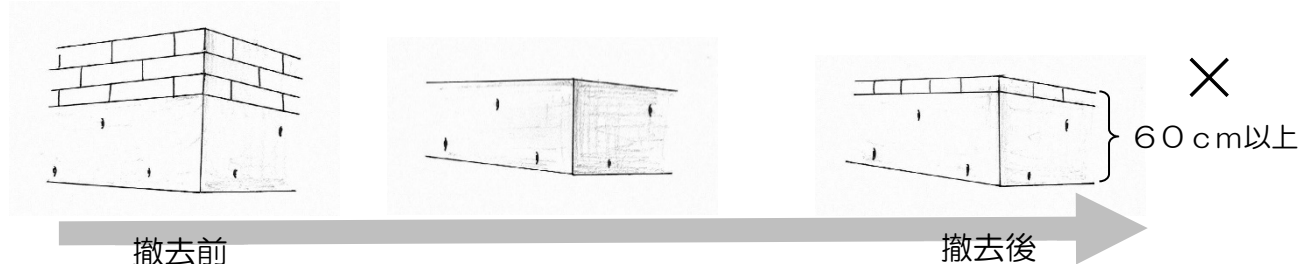
完了報告までに変更に係る書類及び変更承認申請書（様式第 6 号）を提出すること。

10. 申請を取り下げする場合

速やかに取下げ申請書（様式第 5 号）を提出すること

☆撤去後のブロック積みについて

塀を撤去したあと、道路面から60cmを超える高さにブロックを積むと補助金は交付されません。特に擁壁の上にあるブロック塀を撤去する場合、撤去後のフェンスの新設工事の際、基礎ブロックを置く事は出来ませんのでご注意ください。



☆残置できる門柱について

自立した門柱は残すことが可能です。

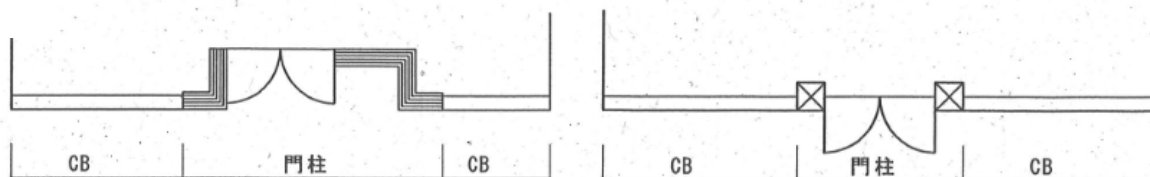
門柱とは：門の両サイドにある柱（インターホン、表札、ポストがあるもの）

独立し、安定している門柱は補助対象外とし、存置してよい。

★独立（以下の要件どちらか満たす）

- ①他のものから離れて、別になっていること
- ②材料、仕上げ、高さなどが違う

例)



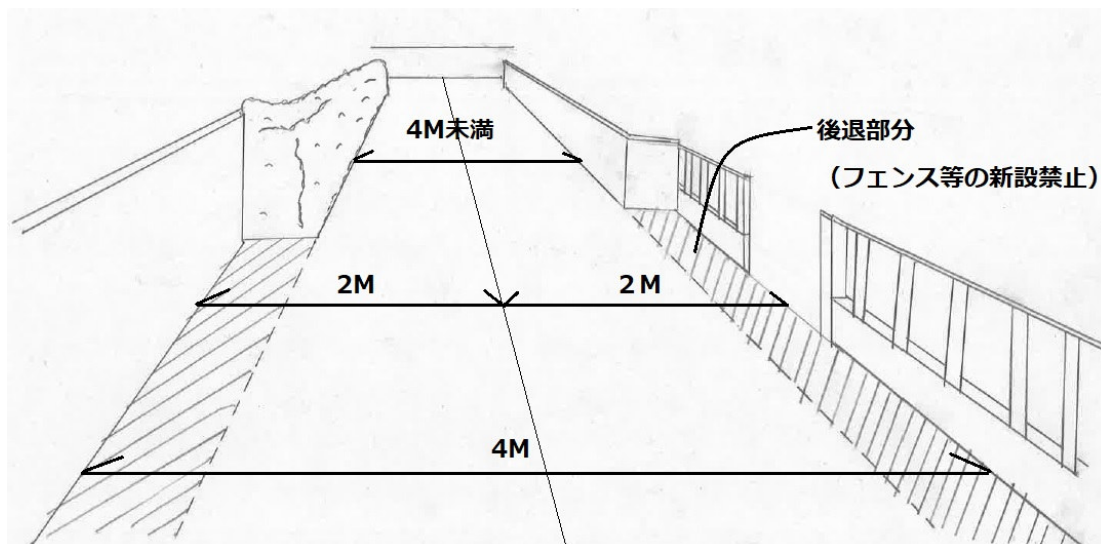
☆前面道路が狭い場合について（建築基準法第42条第2項道路）

前面の道路が建築基準法の第42条第2項道路に指定されている場合、特別な理由が無い限り、原則、道路面までの全てのブロック塀の撤去が必要です。

また、撤去後に元の塀があった同じ位置にフェンス等の外構を設置できない場合がありますので、フェンスの新設等を検討されている場合は、事前にご相談下さい。

※第42条第2項道路とは

市が指定した幅員が4m未満の道路。建替え等の際に道路が4m確保できるよう敷地を後退する必要があり、後退部分には、塀等を設置することが法で禁止されている。

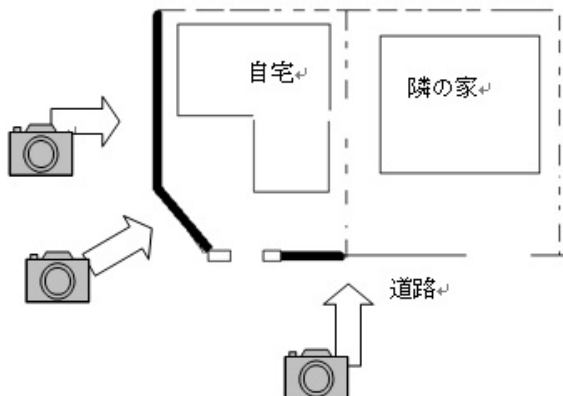


☆写真の撮り方について（ブロック塀）

- ① 塀の有無に関わらず、**道路・公園に面している全ての面の写真**を添付してください。
（撤去対象となるブロック塀等の有無を確認するためです）
- ② 申請時と完了報告時の写真は**同じ位置と角度**で写真を撮ってください。
- ③ 完了報告書に添付する写真は、撤去後にフェンスの新設工事等がある場合についても、**新設前の撤去完了時点の写真**を提出して下さい。

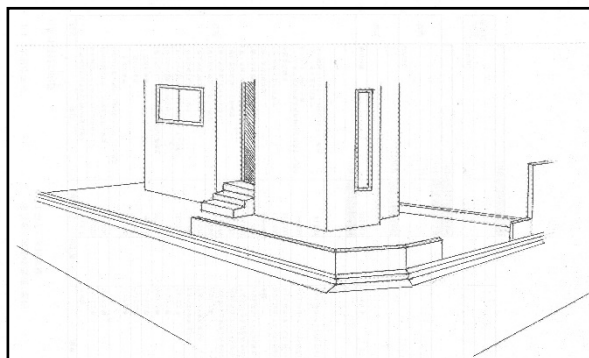
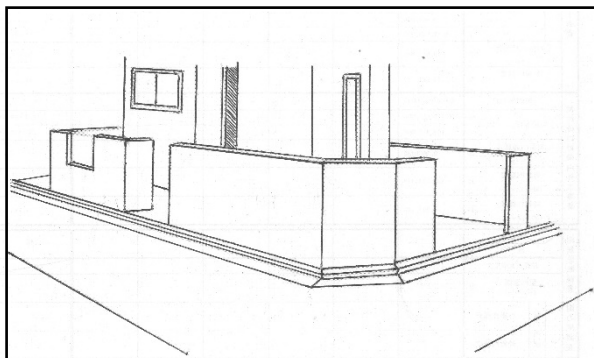
注意

道路や公園に接する面は
ブロック塀等の有無にかかわらず全ての面を
撮影してください



良い例

- ・道路や公園に面する全ての面の写真が添付され、補助対象のブロック塀等の有無や全体像が明確になっている。また隣接する構造物等が入っており、範囲が明確になっている。

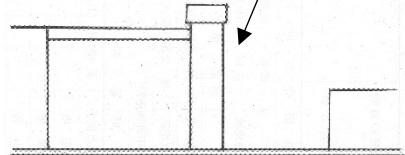


悪い例

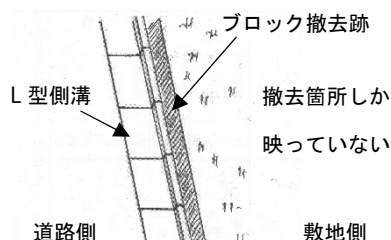
- ・撤去予定のブロック塀部分しか映っておらず、他の補助対象のブロック塀等の有無や全体像が不明確。また撤去後の写真も部分的で、対象のブロック塀等が撤去されたことが写真で判別できない。

他の面は??

対象ブロック塀しか映っていない



どこを撤去した??



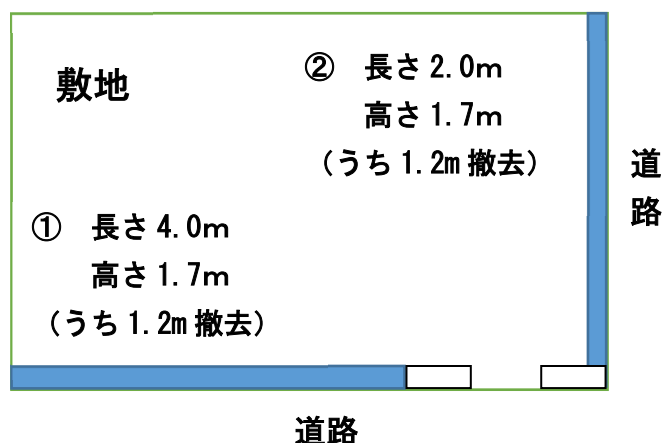
**解体されたことは
分かりますが、
場所が特定でき
ないため
不可！！**

現況概略図について（例）

補助金算定に使用する撤去面積を計算してください。

撤去面積は見積書の数値と整合させてください。

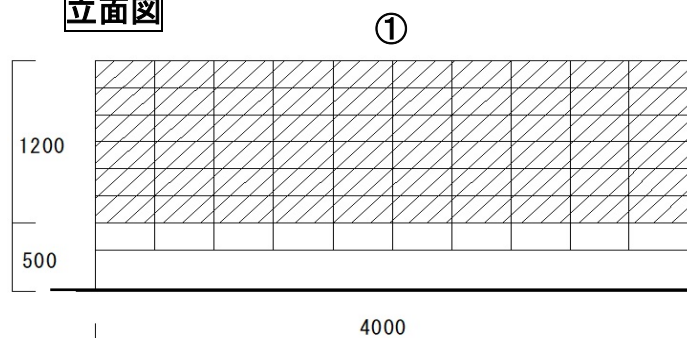
配置図



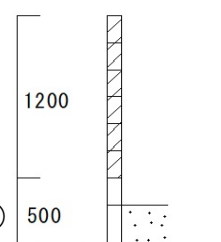
撤去面積

- ① 長さ 4.0m × 高さ 1.2m = 4.8 m²
 ② 長さ 2.0m × 高さ 1.2m = 2.4 m²
 ① + ② = 4.8 + 2.4 = 7.2 m²

立面図

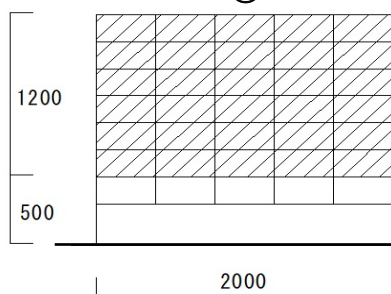


断面図



道路高さ

②



断面図

1200

500

道路高さ

必ず道路面からの
高さ及び撤去する
ブロック壁体の
高さを記載

- ・ 配置図に道路・公園に面する全ての塀と門柱を記入。塀の長さ、高さを記入。
- ・ ブロック塀の撤去面積を計算して記入。
- ・ ブロック塀の高さが一定でない場合や、一部ブロック塀を撤去せずに残す部分がある場合は、立面図等を作成し撤去部分と残置部分がわかるように記入。
必ず道路面からの高さを記入
- ・ 擁壁等があり敷地が道路面より高い場合、断面図等を作成。

見積書について（例）

1

宛 先：高槻 太郎 様

工 事 箇 所：高槻市〇〇町〇〇番〇〇

見積有効期限：見積日から30日以内

2

令和7年4月1日

〇〇建設株式会社

大阪府〇〇市〇〇町〇〇

4

5

名称・項目	規格・寸法	数量	単位	単価	金額	備考
ブロック塀撤去工事						
補助対象						
東面ブロック撤去	コンクリート 長さ10m 高さ1.6m	16.0	m ²	〇〇	〇〇	除却するブロック塀の面積・除却費用を記入
補助対象外						
北面ブロック撤去	コンクリート 長さ5m 高さ1.6m	8.0	m ²	〇〇	〇〇	
廃材処分費		3.6	m ²	〇〇	〇〇	
上記収集運搬費		3.6	m ²	〇〇	〇〇	
フェンス新設工事		15.0	m			
諸経費		1	式	〇〇	〇〇	
消費税	10%				〇〇	
合計					〇〇〇〇	

見積作成時の注意事項

- ① 宛名が申請者名義
- ② 見積書の日付の記載がされている
- ③ 見積書が有効期限内
- ④ 撤去業者名が記載されている
- ⑤ 撤去費用がわかるようになっている

- ・ ブロック塀撤去工事とその他の工事がある場合、項目を分けている
- ・ 補助対象（道路・公園面のブロック塀）と補助対象外（その他のブロック塀）の撤去工事がある場合、項目を分けて補助対象の費用が分かるようにしている
- ・ ブロック塀の撤去項目に面積と金額が記載されている。
- ・ 現況概略図と面積の整合がとれている

完了報告時に添付する
請求書及び領収書は、
宛名・撤去業者・金額が
見積書と一致すること